

愛媛県からの通知です。

4建第 853 号
令和 4 年 12 月 8 日

建築士・建築施工管理技士の皆様

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課長



令和 4 年度地震被災建築物応急危険度判定講習会（第二回）の受講について
（お願い）

平素より、本県の建築住宅行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震では、甚大な被害が想定されており、発災後の建築物等が起因する二次災害を防止するなど、被災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士^{※1}」という。）の役割は非常に重要なものとなっております。

このため、当課では、標記講習会^{※2}の実施回数を増やすと共に、資格要件を緩和することにより、判定士の確保に努めているところですが、県内の判定士数はまだまだ不足しております。

発災後迅速な判定活動を行うためにも、技術者である皆様のご協力が必要であると考えておりますので、是非、標記講習会を受講の上、判定士となっただき^{※3}、発災後の判定活動にご協力賜りますようお願いいたします。

※申込期間：令和 5 年 1 月 10 日（火）～ 1 月 31 日（火）

※ 1）被災建築物応急危険度判定士

地震被災直後に、二次被害を防止することを目的に、被災建築物の倒壊の危険性や屋根・窓ガラス等の落下の危険性などを判定する、都道府県の認定を受けた者。

※ 2）受講対象者

- ① 建築士（一級・二級・木造）
- ② 令和 4 年建築士試験合格者（一級・二級・木造）
- ③ 一級建築施工管理技士
- ④ 二級建築施工管理技士（種別で躯体・仕上げを除く）
- ⑤ 地方公共団体職員（建築に関する実務経験 3 年以上）

※ 3）講習会受講後、無料で判定士に登録されます。
（更新時は、講習会の再受講は不要です。）

※ 4）令和 3 年度から、愛媛県の「建設業者格付け事務取扱要領」を改正し、応急危険度判定士が所属している場合、加点の対象となりました。

愛媛県 土木部 道路都市局
建築住宅課 建築指導係
担当：小沢・田窪
TEL：089-912-2757（係直通）

「地震被災建築物の応急危険度判定」講習会

地震による被災建築物の応急危険度判定作業を行う判定士登録のための講習会を開催します。南海トラフ地震の発生が危惧される愛媛県では、判定士が不足しており、技術者である皆様の協力が必要です。是非、当講習会の受講をお願いします。

なお、すでに応急危険度判定士として登録されている方は、再受講する必要はありませんが、判定基準の再認識や近年の関係情報を得ること、又CPDの単位取得等ができますので、受講されることをお勧めいたします。(再受講の方は、テキスト「被災建築物応急危険度判定マニュアル(緑色の冊子)」をご持参ください)

開催日時 令和5年2月10日(金)
13:30~16:30(受付 13:00~)
講習会場 愛媛県生涯学習センター
 (松山市上野町甲 650)
申込期間 1月10日~1月31日**必着**
受講料 無料(定員60名)

受講対象者を、
 施工管理技士も
 対象に拡大しと
 るけん。



<対象者>

愛媛県内在住または在勤の

- ▶ 建築士(一級・二級・木造)
- ▶ 令和4年建築士試験合格者(一級・二級・木造)★
- ▶ 1級建築施工管理技士
- ▶ 2級建築施工管理技士(種別で躯体・仕上げを除く)
- ▶ 地方公共団体の職員で、建築に関する実務経験3年以上(設計、工事監理、工事指導監督、施工管理、確認審査業務等)※実務経験証明用紙は建築士会HPより印刷してください。



平成28年4月 熊本地震

<テキスト>

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」

※ 新規受講者のみに配布いたします

<講師>

愛媛県担当者

愛媛県建築士会教育事業委員会担当者

【申込方法】

- ① **新規受講者の方**は受講申込書と※愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書を下記住所へ郵送又は持参にてお申し込みください。2月10日受講終了後に応急危険度判定士登録証をお渡しいたします。(※応急危険度判定士認定申請書申請書に記載の(1)(2)(3)の書類を添付して申請してください。)
 - スマートフォン等を利用して、オンラインでの申請受付も可能です。詳しくは裏面「愛媛県からのお知らせ」をご確認ください。
- ② **建築士試験合格者★**は受講申込書と建築士試験合格通知書をファックスしてください。
- ③ **既に判定士の方**は受講申込書と応急危険度判定士登録証をファックスしてください。

提出先 (公社)愛媛県建築士会事務局 〒790-0002 松山市二番町4-1-5 TEL089-945-6100 FAX089-948-0061

新型コロナウイルス感染の状況によっては、中止又は定員が60名未満となる場合があります。その場合は別途お知らせします。受講される場合は、マスクの着用及び消毒等のご協力をお願いいたします。

地震被災建築物の「応急危険度判定」講習会受講申込書

【申込先】（公社）愛媛県建築士会事務局 〒790-0002 松山市二番町4丁目1-5

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		昭 和 平 成 年 月 日
種 別 (該当する□を塗り つぶしてください。)	<input type="checkbox"/> 建築士（ <input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造） <input type="checkbox"/> 令和4年建築士試験合格者（ <input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造） <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 2級建築施工管理技士（躯体、仕上げ除く） <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員（建築に関する実務3年以上）	
現住所	〒	（携帯電話） （受講番号返信用FAX）
CPD番号	（CPD参加者のみ）	
応急危険度判定士認定 (新規)申請書の提出 について 該当する□を塗り つぶしてください。	<input type="checkbox"/> ①に該当する方（以下からお選びください。） <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士認定申請書（添付書類共）と受講申込書を郵送 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士認定申請書はオンラインでの申請〔愛媛県からのお知らせ〕 参照、受講申込書はFAX ☎089-948-0061 <input type="checkbox"/> ②に該当する方 受講申込書と合格通知書をFAX ☎089-948-0061 <input type="checkbox"/> ③に該当する方 受講申込書と応急危険度判定士登録証をFAX ☎089-948-0061 ※③の方は当日、テキストを忘れずにご持参ください。	



お申込みありがとうございます。

番で受けました。

当日、返信されたFAXを会場にご持参ください。

（2月10日（金）愛媛県生涯学習センター 受付13:00～）

〔愛媛県からのお知らせ〕

応急危険度判定士認定申請 オンライン受付 について

判定士の認定申請がオンラインで申請可能となりました。今回の講習会の申込時にも認定申請書を提出する代わりに、オンラインで申請することができます。（※建築士会への受講申込は本申込書の提出が必要です。）

オンライン申請はこちら <https://logoform.jp/form/XG6n/99096>



愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の 登録の更新 について

平素より皆様には、本県の建築行政の推進についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当該登録制度では、登録有効期間を5年間としております。近々有効期間が満了となる方、既に満了とされた方におかれましては、更新の手続きをお願いします。

更新時は、講習会の再受講に代え、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページに掲載している技術資料での自主研修により更新を可能としておりますので、今回の講習の受講は更新の条件ではないことをお知らせします。また、住所等の変更が生じた場合は、変更届を県へ提出してください。

【提出先】 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 建築指導係

〒790-8570 松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2757

[愛媛県公式ホームページ]被災建築物応急危険度判定について <http://www.pref.ehime.jp/h41000/oq.html>

(参 考) 全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq>